

第一種電気工事士 免状交付申請

『実務経験証明書』の事前確認と『確認済番号』の発行について

令和6年1月4日（木）より、千葉県では「第一種電気工事士免状 交付申請」に必要な「実務経験証明書」の事前の内容確認が必須となります。

当組合にFAX（043-224-6087）またはメール（menjou@chidenko.jp）で「実務経験証明書」をお送りいただき、必要に応じて加筆・修正などを行っていただいた後、代表者印を押印した「最終版」を再度お送りいただきます。

「最終版」が、申請に適合した内容と担当者が判断したものについて「確認済番号」を発番いたしますので、「実務経験証明書」の右上に鉛筆で記載し、その他申請書類と共に1ヵ月以内に組合窓口へ申請してください。

※「確認済番号」の記載がない「実務経験証明書」は、受付ができません。

◆ 申請までの流れ ◆

① 実務経験証明書（下書き）を組合本部へ
FAXまたはメールする。

↑ 適合した内容になるまでやり取りする

② 必要に応じて加筆・修正を行う。



③ 代表者印を押印した「最終版」を作成し、
（社判ではありません） FAXまたはメールする。
※証明者が代表者ではない場合は委任状が必要です。
（支店長、工場長など）



④ 担当が最終確認し、「確認済番号」を発番する。
申請者は「実務経験証明書」の右上の余白に鉛筆で記載する。
※「確認済番号」の有効期限は1ヵ月です。
期限切れの際は再度、番号取得が必要です。



⑤ 本部または支部の窓口にて申請する。
※支部での申請を希望する場合は、支部と来訪日時を調整
してください。

記載例

実務経験証明書		240/04-1A	
氏名	生年月日	平成 年 月 日	
〒 市	電話		
株式会社	電話		
実務経験の期間及び内容			
間	職務の内容		